

(2) 条例の趣旨及び解説（用語解説付き）

前 文

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 議会・議員の責務と活動原則（第2条―第4条）
 - 第3章 市民と議会の関係（第5条・第6条）
 - 第4章 議会と市長等の関係（第7条―第11条）
 - 第5章 議会運営の原則（第12条―第16条）
 - 第6章 議会と議会事務局の体制整備（第17条―第23条）
 - 第7章 災害時の対応（第24条）
 - 第8章 議員定数及び議員報酬（第25条・第26条）
 - 第9章 条例の位置付け及び見直し等（第27条・第28条）
- 付 則

ぜん ぶん
前 文

自治体の議会は、日本国憲法により定められた、主権者である市民に選ばれた議員で構成される唯一の議決機関です。二元代表制のもと、市長をはじめ執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能を持つと共に行政の監視機能を持っています。

文教地区運動以来の住民自治の歴史を持つ国立市は、第一期基本構想以来、「人間を大切にすまち」を基本理念に、「文教都市くにたち」を都市像としています。また「しようがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」、「国立市平和都市宣言」を制定しています。

私たち国立市議会は、そのようなまちにふさわしい、多様な市民参加による議会運営につとめ、地域民主主義を実現する責任があります。孤立や排除を生み出さず、違いを認め合い、共に支え合うことをめざすソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、誰もが市政に生き生きと参加し、その成果を実感できる議会をめざします。

積極的な広報・広聴につとめ、市民からの政策提案を受け止めながら、議員同士の闊達な自由討議により市政の課題を掘り起こし、市民に開かれた「見える！ 動く！ 創り出す！」議会をめざして、ここに議会基本条例を制定します。

趣旨及び解説

前文では、国立市議会基本条例制定に伴う決意を宣言しています。地方議会の役割や位置付けを確認し、市の歴史的背景や基本構想、都市像、宣言を踏まえたうえで、市民参加による議会運営と地域民主主義の実現を責務としました。さらに、ソーシャルインクルージョンに配慮する議会活動を国立市議会の理念として、条例制定の宣言としました。

◇市民とは…

国立市議会基本条例の中では、「市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体」を「市民」としています。

◇ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）とは…

だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる「国立市地域福祉計画」（2011（平成 23）年度～2016（平成 28）年度）の基本理念のひとつです。計画の中では、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現を図るソーシャルインクルージョンの考え方を基調として、社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う地域づくりを構築する」と述べられています。

ソーシャルインクルージョンに基づくまちづくりとは、人権問題が社会的排除や社会的孤立から生じている以上、その解決にあたっては標語や精神運動ではなく、仕事、教育、住まい、環境、生活といったあらゆる場で実体的なことを実現していくものです。（『私の人権行政論～ソーシャルインクルージョンの確立にむけて～』炭谷茂著より）従って、議会においても配慮すべき理念として明記しました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、必要な議会運営の基本事項を定めることにより、二元代表制の下、市長その他執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と緊張関係を保ち、市民と手を携え、市民に開かれた議会を実現し、もって地方自治の本旨に基づく住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

趣旨及び解説

本条は、議会基本条例の目的に関する総括的な規定です。議会の活動原則など議会の基本的事項を定めることにより、二元代表制のもと市当局と緊張関係を保ちながらともに国立市の発展に尽くす議会、市民と手をたずさえ政策形成を行う議会、市民により開かれ見える議会をめざします。この3つの目的を定め、めざしていくことにより、住民福祉の増進という議会としての最終的な目的達成をさらに図っていきます。

なお、住民福祉の増進における福祉とは、狭い意味の福祉のみならず広い意味の福祉、すなわち市民生活の向上に関わるすべてのことを指します。

用語解説

<二元代表制>

地方公共団体の執行機関である長と議決機関である議員は、住民の直接選挙により選び、ともに住民を代表する首長と議会が、相互の抑制と調和によって、その地方公共団体の運営の基本的な方針を決定していく制度。

議会は、首長が提出した条例・予算案などを審議し議決する権限を持っており、執行機関の事務を監視する役割を担っている。ある種の緊張関係を保ちながらも、ともに車の両輪として円滑な行政運営を図ることをねらいとしている。

<執行機関>

行政の執行権限をもち、その所管事務について、地方公共団体の意思を自ら決定し、外部に表示しうる機関のこと。国立市では市長のほかに教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などのことをいう。

<地方自治の本旨>

憲法第92条に定められる地方自治のあるべき姿のことをいう。国から独立した地域団体を設け、その団体の権限と責任において地域の事務を処理する「団体自治」と、地方における政治・行政を、その地方の住民又はその代表者の意思にもとづいて行う「住民自治」の2つの要素からなる。

第2章 議会・議員の責務と活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表から構成される市の議事機関かつ団体意思の決定機関として、公正性、透明性及び市民からの信頼性を重視するとともに、ソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議決責任を深く認識し、積極的な情報公開及び市民との意見交換に取り組むとともに、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (2) 議論を尽くし、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、議員間の合意形成に努めること。
- (3) 市長等の市政運営を監視すること。
- (4) 広く市民に開かれた、わかりやすい議会運営に努めること。
- (5) 他の地方公共団体の議会及び大学等研究機関との交流及び連携に努めること。

趣旨及び解説

本条は、議会の活動原則についての規定です。憲法第93条に基づく議事機関として議会のあるべき姿勢(議決責任を重んじ、市民への情報公開及び説明責任を果たし、議論を通じて合意形成に努め、市長等へのチェック機能を担い、誰にとってもわかりやすい議会運営に心がけ、他の自治体議会や大学と連携すること)を定めました。

第1号の議決責任とは、議決として意思決定したことについて、市民に対して生じる責任です。なぜそのような結論に至ったのかという議論の過程を、市民にわかりやすく説明する責務があります。

用語解説

<議事機関>

予算、条例等の地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、議決により決定する権能を有する地方公共団体の機関をいう。憲法第93条第1項では、地方公共団体には、議事機関として議会の設置が規定されている。

<団体意思>

議会の議決事件には、団体意思を決めるものと機関意思を決めるものがある。団体意思とは、条例の制定・改廃や予算の議決などその地方公共団体の意思として法的効果を持つものである。一方、機関意思とは、意見書の議決や決議など議事機関としての議会の意思となるものである。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 一部の団体又は地域の代表者としてではなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。
- (2) 議会において意思を表明するに当たっては、独自の調査研究を行うとともに市民からの意見の聴取に努めること。
- (3) 市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、高い見識を身に着けるとともに、政治倫理の向上に努めること。

趣旨及び解説

本条は、議員が活動を行うにあたっての3つの原則を定めています。

第1号では、一部の団体や地域代表者としてではなく、市民全体の福祉の増進をめざし活動することを、第2号では、議会での議決責任を深く認識した上で、意思を表明するにあたっては、十分な調査研究を行うとともに市民からの意見を聴取することを、第3号では、議員としてふさわしい品位と見識を身に着け、政治倫理の向上に努めることを定めています。

(会派及び交渉団体)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、理念又は政策を共有する1人以上の議員で構成する会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案及び調査研究（以下「政策立案等」という。）に努める。
- 3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。
- 4 議会は、議会運営に当たっては、会派間の公平性を確保しなければならない。
- 5 2人以下の会派は、交渉団体（議会運営について交渉できる所属議員3人以上の団体をいう。）を結成することができる。

趣旨及び解説

これまで国立市議会は1人から結成できる会派制のもとで運営されてきましたが、法律（地方自治法）や条例上、会派は政務活動費の交付対象としてしか位置づけられていませんでした。そこで本条では、会派を理念または政策を共有する政策集団として明確に位置づけました。

国立市議会では、会派は公党と同様なものとみなされ、他の会派の内部に干渉しないとの原則が確認されています。

第5項では、所属議員2人以下の会派が連合して3人以上の交渉団体を結成し、議会運営委員会等に委員を出すことができることを定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加による議会の政策形成)

第5条 議会は、市民の意向を議会における議論に反映するため、市民参加の多様な機会を設け、議会として政策形成を進める。

2 議会は、前項に規定する政策形成の実現に当たり、事案に応じて、次に掲げる方法を用いる。

(1) 議会報告会

(2) 市民の意見を聴く会又は意見交換会

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2第1項に規定する公聴会

(4) 法第115条の2第2項に規定する参考人の制度

(5) パブリックコメント

(6) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認めるもの

3 議会は、市民からの請願及び陳情を政策提言又は政策提案として受け止め、適切かつ誠実にこれを審議する。

趣旨及び解説

本条は、議会として、市民の意見を議会の議論に反映させ、市民とともに政策形成を進めることを定めています。

第2項では、市民への説明責任を果たし、議員全員が地域に出向き、直接市民に報告し、意見を交換するための多様な方法を定めています。議会として開催するのであって、議員個人や会派としての見解を述べる場ではありません。いただいたご意見は、議会としての政策形成に活かしていきます。議会報告会は定例会開催ごとなど定期的に行われ、他の手段は、事案に応じて積極的に用います。

また第3項では、市民からの請願・陳情を政策提言や政策提案として受け止めることを定めています。今までは、陳情者からの委員会での趣旨説明は、委員会を休憩する中で行われ、会議録には残りませんでした。今後は委員会の中で発言できるようにし、会議録にも残るようにしていきます。

将来的には、いただいた市民の方の意見を、市議会の政策形成サイクルの中に位置づけ、市政等に対する政策提案を行うことをめざします。

用語解説

<公聴会>

本会議及び委員会が必要に応じて、広く議会外の意見を聴くため、予算その他重要な議案等について、利害関係者や学識経験者等から意見を聴く会のこと。

<参考人>

本会議及び委員会がその調査または審査のために必要があるときに出席を求め、これに応じて意見を述べる者のこと。参考人招致は、公聴会に比べ簡単な手続で開催できる。

<パブリックコメント>

立法やその他政策や制度に関する意思決定に当たり、広く市民から意見や情報提供を求め、それらを考慮して最終決定を行う仕組み。

<政策形成サイクル>

議会が有する「さまざまな個別の意思を一般化・統合化していくという機能」を踏まえ、請願・陳情や意見交換会で出された市民からの意見を、政策提案として一般化することで、市民意見・要望に応えようとする政策形成のプロセスをいう。

(広報委員会及び広聴委員会)

第6条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報委員会及び広聴委員会を設置する。

2 前項の広報委員会及び広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

趣旨及び解説

本条は、議会の広報広聴機能を充実させるため、広報委員会及び広聴委員会の設置を定めたものです。

広報委員会は、現在の議会報編集委員会の名称を変更し、市議会だよりの編集に加えてウェブサイトの活用やSNS機能の導入・運営などについて検討する委員会です。この委員会の設置により、議会のさらなる情報発信を図ることを目的としています。

一方、広聴委員会は、議会報告会や市民の意見を聴く会を開催するにあたって、実際の運営を行う委員会です。その場に出された市民の意見は広聴委員会がまとめ、必要に応じて課題の抽出や行政との調整を行い、議長に報告します。広聴委員会は、市民意見を聴き置くだけに留めないための委員会であり、政策形成に繋げるため実際に動く委員会となります。

第4章 議会と市長等の関係

(議会と市長等の関係)

第7条 議会は、議会における審議において、議員と市長等との緊張関係を保ち、議事機関として市民に負うべき責務を果たさなければならない。

- 2 議員は、本会議、委員会その他の議会の会議において、市長等に対して質問及び質疑（以下「質問等」という。）を行うときは、論点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。
- 3 市長等は、議員からの質問等に対して、その論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
- 4 議会は、閉会中に市長等に対し文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。

趣旨及び解説

本条は、議会と市長等が二代表制を最大に活用し、住民にとって最良の施策を実現していくための手法を定めています。

議会での議論を高め、政策に反映していくための手段としての、一問一答、反問、文書質問のやり方については、別に規程等で具体的に定め、ルール化を図ります。

第3項で定める市長等からの反問については、論点を整理する目的で、議長が議事の整理上必要と認めた場合、行うことができます。

第4項で定める市長等への文書による質問は、閉会中に、常任委員会審査継続中の案件や、市民の意見を聴く会や議会報告会で出た市民からの質問・意見に速やかに議会として対応する必要性が生じた場合に行うことを想定しています。議会は、文書質問に対して、市長等が文書により速やかに回答することを求め、その回答は、市議会ウェブサイト等を通じて公表し、市民への周知を図ります。

用語解説

<反問>

市長ほか職員が、議員の質問等に対して論点・争点を明確にするため、議員に対して反対に質問すること。議員に対して反論することではない。

(決算認定及び予算の審議)

第8条 議会は、決算認定に当たっては、市長の予算調製に資するよう審議に努める。

2 議会は、予算及び決算認定の審議に当たっては、議会における審議を深めるため、市長等に対して施策別又は事業別の説明及び資料作成を求めるものとする。

趣旨及び解説

本条は、議会の重要な権限である決算と予算の審議についての規定です。第1項では、議会が決算の審議を行うにあたっては、市長が翌年度の予算を編成する際の参考となるような審議に努めることを定めています。

第2項では、議会が予算と決算の審議を十分に行えるようにするため、市長等に対し、施策別または事業別の説明や資料を求めることを定めています。

(政策形成過程の説明)

第9条 議会は、市長が提案する重要な施策、計画及び事業（以下「政策等」という。）について、その水準を高めるとともに、議会審議における論点を整理するために、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等の提案に至った背景及び経緯
- (2) 市民参加の実施の有無及び実施した場合の内容
- (3) 国立市基本構想との整合性
- (4) 政策等の実施に係る財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用
- (6) 目標達成基準及び政策等の見直し基準

趣旨及び解説

本条は、市長が重要な施策、計画及び事業を提案する場合、議案審議において6つの事項について説明を求めることができる旨を定めています。具体的には「政策等の提案に至った背景及び経緯」、「市民参加の実施の有無及び実施した場合の内容」、「国立市基本構想との整合性」、「政策等の実施に係る財源措置」、「将来にわたる効果及び費用」、「目標達成基準及び見直し基準」について説明を求めることを明記しており、見直し基準は、設定が可能であれば、廃止の基準、改善の基準などを明確に示すことを求めます。議会は提出された資料を基に論点を明確にし、審議を行い、政策等の質の向上に努めます。

用語解説

<国立市基本構想>

国立市政の長期にわたる経営の根幹となる総合計画のこと。計画期間は一般的に10年以上とされている。国立市では、1976(昭和51)年に第一期基本構想を策定したのち、「人間を大切にすまち」を基本理念として継承しながら、これまでに四期の基本構想(計画期間はいずれも10年)を策定しており、現在は、第四期基本構想の計画期間中である。

(議決事件の追加)

第10条 議会は、法第96条第2項の規定により、同条第1項に規定する事件のほか必要な事件を、議決事件として追加することができる。

- 2 議会は、前項の規定により議決事件を追加し、又は追加した事件を削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。
- 3 議会で議決すべき事件は、別に条例で定める。

趣旨及び解説

地方自治法では第96条第1項で、市議会が市の意思を決定するために議決すべきこととして、条例や予算を定めることなど15項目(法定議決事件)が挙げられています。

地方自治法第96条第2項では、自治体議会が条例を定めて議決事件を追加することができる旨が定められています。本条は、二元代表制の立場から議会の行政監視機能と議決権を強化するため、議決事件の追加を規定しています。

第2項では、議会の議決責任と説明責任を果たすため、議決事件の追加や削除にあたっては、理由及び根拠を明確にすることを自らに課しています。

現在は、長期総合計画(基本構想)の策定、変更又は廃止が議決事件として追加されています。

(行政計画の報告及び調査)

第11条 議会は、市長等が各行政分野に係る基本的な計画(以下「行政計画」という。)を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、市長等に対して、当該行政計画を所管する委員会若しくは委員協議会又は全員協議会へ報告を求める。

- 2 議会は、行政計画について所管する委員会において、法第109条第2項の規定による所管事項の調査に努める。

趣旨及び解説

本条は、市長等が行政計画の策定、変更または廃止を行う場合の、報告や調査について定めています。

議会は、市長等に対して、事前に行政報告の内容を所管する委員会や全員協議会などの場で報告することを求めています。

また、地方自治法第109条第2項には、委員会がその所管事項について調査する権限が規定されています。この権能を活かして、所管する委員会において行政計画の積極的な調査を行い、その策定等に関して議会としてより積極的に関わっていくよう努めます。

第5章 議会運営の原則

(会議の公開)

第12条 議会は、原則として、全ての会議を公開する。公開しない場合にあつては、その理由を明らかにしなければならない。

2 議会は、前項の規定により公開する会議の開催についてあらかじめ市民に周知するよう努める。

趣旨及び解説

本条は、会議の公開についての規定です。

第1項は、市民により開かれた議会、市民参画を促す議会をめざして、すべての会議を原則公開とすることを定めています。会議の公開とは、傍聴を可能にすること、及びその記録を公開することを意味しています。

また、第2項で定めた会議の開催のお知らせや記録の閲覧は、市議会ウェブサイトを利用し、多くの方に情報を提供できるようにします。

(討議の原則)

第13条 議会は、議決に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くす。

2 議会は、原則として、委員会活動を中心に議員間討議を行うことができる。

趣旨及び解説

本条は、議員間の討議についての規定です。

第1項は、議員相互の公平で自由な議論を尽くすことを定めています。議会が複数の市民の代表者によって構成される合議体であることから、議会の意思決定においては、公平な議論に基づく合意形成が求められます。より良い合意形成を図っていくために、議員は議会が合議制機関であることの意義を十分に認識し、各議員の多様な意見を尊重しながら、自らの意思に基づき討議していくことが求められます。

第2項は、議会が言論の場であり、また、合議制の議事機関であるといった特性を十分に発揮するため、市民の代表として議員間で活発に討議を行うなど、委員会活動を中心として十分な議論を尽くすべきことを定めています。

(議長及び副議長)

第 14 条 議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務の統理を行うとともに、中立公平な議会運営に努める。

2 議長及び副議長の選挙に当たっては、所信表明の機会を設ける。

趣旨及び解説

本条は、議長と副議長についての規定です。

地方自治法第 104 条では、議長の議事整理権や議会代表権が規定されており、本条第 1 項では、それらに加えて中立公平な議会運営に努める旨を定めています。

また、第 2 項では議長と副議長の選挙について定めています。議長または副議長を志す者や推薦された者は、その職に就いてどんなことをやりたいのか、または国立市議会をどのようにしたいのか等、議員だけではなく市民にも見える形で所信表明する場を設けることで、議長及び副議長選挙の透明性を実現します。

(議会運営委員会及び協議等の場)

第 15 条 議会は、円滑な議会運営のため、法第 109 条第 1 項に規定する議会運営委員会を活用する。

2 法第 100 条第 12 項の規定による協議又は調整の場として、次に掲げる会議を活用する。

- (1) 全員協議会
- (2) 委員協議会
- (3) 会派会議
- (4) 会派代表者会議

趣旨及び解説

本条は、円滑な議会運営や協議・調整ため、議会運営委員会や「協議又は調整の場」として位置づけた各種会議の活用について定めています。

第 1 項の議会運営委員会は、地方自治法第 109 条第 3 項の中で、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項を所管すると規定されています。第 2 項の「協議又は調整の場」とは、本会議や委員会では対応できないような事案について協議や調整を行うための会議体であり、地方自治法第 100 条第 12 項の規定により、国立市議会会議規則の中で設置を定めています。

国立市議会では、これまでも議会運営委員会において、議会運営に関して懸案となる事項について活発に協議し、改革を行ってきました。議会基本条例施行によって、本条に規定する会議のさらなる活用が必要と見込まれ、本条を規定しました。

用語解説

<議会運営委員会>

円滑な議会の運営を期すため、議会運営のあらゆることについて協議し、意見調整を行う委員会。会期、議事日程、議案等の取扱いなどを協議事項とし、議会運営に関する請願・陳情の審査も行う。

<会派会議・会派代表者会議>

議会運営委員会が設置されるまでの議会運営や人事案件、議会構成、議会費要求資料など、議会運営委員会の所管に属さない事項について、協議または調整する会議。会派代表者会議は2人以上の会派の代表者が出席し、会派会議は1人会派も出席する。

(委員会の運営)

第16条 委員会は、政策課題について調査研究を行うとともに、市民及び市長等との議論を踏まえ、政策提案を行うよう努める。

2 委員会は、前項の政策提案に当たっては、第9条各号に掲げる事項を明らかにするよう努める。

趣旨及び解説

国立市議会は委員会中心主義と本会議中心主義の折衷型を採用しています。議会に提出された議案は本会議でも質疑や討論が行われ、委員会での採決の結果は本会議の意思を拘束しませんが、議案は原則として委員会に付託され、詳細な審査は委員会で行われます。

委員会の運営については地方自治法第109条に規定されていますが、同条第9項では市議会が独自に必要な事項を定めることができる旨が定められています。

同法第109条第2項では、常任委員会に所管事務調査権が規定されていますが、本条は、常任委員会に限らず全ての委員会について、議案審査のみならず市民及び市長等との議論を踏まえた政策提案の場であることを規定しています。

第2項では、その政策提案にあたっては、市長等に課すのと同レベルの高い説明責任を委員会に対して求めています。

第6章 議会と議会事務局の体制整備

(専門的知見の活用)

第17条 議会は、審査又は調査に当たり、法第100条の2の規定による学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するよう努める。

趣旨及び解説

本条は、議会活動において専門的な知見を活用することを定めています。

地方自治法第100条の2では、議会は専門的な事項に関して、学識経験者などに調査させることができると規定されています。このような専門的知見を積極的に活用し、議案の審査や事務に関する調査に反映させるよう努めることで、議会における審議をより一層深め、説得的なものにしていきます。また専門的知見を有する者の選定は、一つの意見に偏らぬよう公平、公正に行います。

(附属機関の設置)

第18条 議会は、審査、諮問又は調査に当たり、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

趣旨及び解説

本条は、市政や議会に関する事項について、専門的で第三者的な意見を議会活動に反映させるための附属機関の設置について定めています。附属機関のメンバーとしては、市民や学識経験者を想定しています。

(議会図書室の充実)

第19条 議会は、議員の政策立案等に資するため、議会図書室の図書並びに議会及び行政に関する資料の充実に努め、これを活用する。

2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、市立図書館及び市が設置する情報公開コーナーとの連携を図り、議員の政策立案等及び市民への情報提供のため、環境整備に努める。

趣旨及び解説

本条は、議会図書室の充実と活用についての規定です。地方自治法第100条第19項では、議会に図書室を設置することが義務付けられています。本条は、議会図書室の図書や資料の充実に図り、これらを積極的に活用することで、議員の政策立案に役立てることを目的としています。

また第2項では、市立図書館や市役所にある情報公開コーナーとの連携を定めており、これにより議員の政策立案に役立つ資料の充実と、市民が議会の情報へアクセスしやすい環境整備に努めます。

(適正な議会費の確保)

第20条 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする。

趣旨及び解説

本条は、議会関係予算の確保について定めたものです。

広報広聴機能の充実や、議会の審議及び政策提案等の能力向上など、議会活動に不足のないよう適正な予算を確保する必要があります。

予算の提案と執行は市長の権限であることから、議会費の決算状況、議会活動の自己評価、市の財政状況などを勘案しつつ、予算要求段階で十分な精査と調整を行い、必要な予算の確保を市長に求めていくことを決めました。

(議員研修の充実)

第21条 議会は、議員の政策立案等に必要な研修の充実に努める。

趣旨及び解説

本条は、議員研修についての規定です。議員の政策立案能力をはじめ資質の向上のため、議員研修を充実させ、他の自治体などの事例を調査研究することで、議会としての政策提案につなげます。

(政務活動の充実)

第22条 会派又は議員は、政策立案等の能力向上を図るため、別に条例で定める政務活動費を有効に活用し、政務活動の充実に努める。

2 議長は、政務活動費に係る収支報告書を毎年度公表し、その使途の透明性の確保に努める。

趣旨及び解説

本条は、政務活動の充実についての規定です。政務活動費は、地方自治法第100条第14項に基づき交付されており、その支給額や使い道の範囲などは、国立市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例の規定により運用されています。本条第1項では、この政務活動費を最大限有効活用することで、議員の資質向上を図るよう定めています。

また第2項は、同法第100条第16項により使途の透明性を確保するため、収支報告書を公表していくよう決めました。

(議会事務局体制の強化)

第23条 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努める。

- 2 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる情報の提供に努める。
- 3 議会事務局は、法第138条第5項を鑑み、市長等からの独立性を保持する。

趣旨及び解説

本条は、議員の能力を高め、政策立案などの議会の機能を強化する際に不可欠となる事務局体制の整備について定めています。

現在、議会活動において法務機能が非常に重要となっています。そこで、議会事務局の法務機能の充実を条例の中で明確にし、今後、専任職員の配置などを考慮する中で、その強化を図ります。

また、調査機能の強化については、自治体議会間や市長部局との協力連携も視野に入れる必要があります。

さらに、第3項では、議会事務局は市長部局から独立した機関であることを定めました。地方自治法第138条第5項では、議長が議会事務局職員を任免することが規定されており、議会として必要な職員配置については、議長は市長等に意見を言う機会を設ける必要があります。

第7章 災害時の対応

(災害時の対応)

第24条 議会は、大規模災害が発生し、国立市災害対策本部（国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例（平成21年3月国立市条例第16号）に基づき設置される災害対策本部をいう。以下この条において「対策本部」という。）が設置された場合において、当該対策本部を支援するものとする。

- 2 議長は、大規模災害が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置するものとする。
- 3 議員は、大規模災害が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。

趣旨及び解説

本条は、災害発生時の議会としての対応を定めています。

災害の発生等により、市に対策本部が設置された場合の議会の対応については、対策本部の支援を主目的とし、市議会災害対応マニュアル策定を視野に入れ、的確かつ迅速な対応に努めます。

また、議員は、災害発生時にはできるかぎり速やかに、議長に自らの安否や所在を連絡します。

さらに、議長は、必要に応じて、議員による協議等を行うための組織を設置し、災害時においても議会として対応できる体制をめざします。

第8章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第25条 議員の定数は、地域民主主義の実現に向けた多様な民意を反映すること、並びに市長等の事務執行の監視機能及び議会の政策立案機能を果たすのにふさわしいことを基本とし、別に条例で定める。

- 2 議会は、議員の定数の変更にあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に考慮し、その理由を明確にする。
- 3 議会は、前項の変更に当たっては、第5条第2項各号に規定する方法を、事案に応じて十分に活用する。

趣旨及び解説

本条は、議員の定数について定めています。議員の定数は、地方自治法第91条において条例で定めることとされており、現在、国立市議会議員定数条例により22名と定めています。本条では、定数は、地域民主主義を実現するために多様な民意が反映できること、行政への監視機能や議会の政策立案機能を果たせることを基本としました。

第2項と第3項は、定数の変更について定めています。変更にあたっては、行財政改革の観点を踏まえながらも、市政を総合的に検討することとしています。さらに、市民への説明責任を果たすために、その理由を明確にすること、また、市民の意見を聴取するため本条例第5条第2項に規定する様々な方法を活用することとしています。

(議員報酬)

第26条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、別に条例で定める。

- 2 議会は、議員報酬の改定にあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に考慮し、その理由を明確にする。
- 3 議会は、前項の改定にあたっては、第5条第2項各号に規定する方法を、事案に応じて十分に活用する。

趣旨及び解説

本条は、議員報酬について定めています。議員報酬は、地方自治法第203条において条例で定めることとされており、現在、国立市議会議員の報酬および費用弁償に関する条例により定めています。本条では、議員報酬を議員活動の対価と位置づけました。

第2項と第3項は、議員報酬の改定について定めています。その額等の改定にあたっては、行財政改革の観点を踏まえながらも、市政を総合的に検討することとしています。さらに、市民への説明責任を果たすために、その理由を明確にすること、また、市民の意見を聴取するため本条例第5条第2項に規定する様々な方法を活用することとしています。

第9章 条例の位置付け及び見直し等

(条例の位置付け)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会は、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図る。

趣旨及び解説

本条は、本条例と議会に関する他の条例等との関係を定めたものです。国立市議会会議規則、国立市議会委員会設置条例、国立市議会議員定数条例、国立市議会議員の報酬および費用弁償に関する条例、国立市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例などの議会に関する条例、規則等の制定・改正・廃止にあたっては、本条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならないことを定めています。

(条例の見直し等手続)

第28条 議会は、議員の一般選挙後その任期中に、この条例の目的が達成されているかどうかを点検し、その経過及び結果を適宜公表する。

2 議会は、前項の規定による点検の結果に基づき、この条例の改正その他の適切な措置を講ずる。

趣旨及び解説

本条は、基本条例の見直し手続について定めたものです。

第1項は、通常4年ごとに執行される一般選挙によって議員が入れ替わった後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会等において検討し、その経過と結果を分かりやすく市民に公開することを定めています。なお見直しの回数については、任期中1回に限らず、適宜点検を行います。

第2項は、前項による検討の結果、必要に応じて、条例改正等の措置を講じることを定めています。

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第6条の規定は同年5月1日から施行する。